政　令

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年十月十三日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百二十九号

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）第四条第五項、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号）第五条第五項及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第百九号）第四条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

次に掲げる政令の規定中「若しくは相続財産の管理人」を「、相続財産の管理人若しくは相続財産の清算人」に改める。

一　戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行令（昭和三十八年政令第百二十五号）第一条第四項

二　戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行令（昭和四十年政令第百八十三号）第一条第四項

三　戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行令（昭和四十一年政令第二百二十七号）第二条第四項

附　則

この政令は、民法等の一部を改正する法律（令和三年法律第二十四号）の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

厚生労働大臣　加藤　勝信

内閣総理大臣　岸田　文雄

省　令

○厚生労働省令第百四十七号

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十一条、附則第七条第一項及び同条第二項の規定により適用する同法第七条の規定に基づき、予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十月十三日

厚生労働大臣　加藤　勝信

予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令

（予防接種法施行規則の一部改正）

第一条　予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則	**附　則**
第十七条　法附則第七条第一項に規定する厚生労働省令で定めるワクチンは、コロナウイルス修飾ウリジンＲＮＡワクチン（ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２）及び組換えコロナウイルス（ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２）ワクチンとする。	**第十七条**　法附則第七条第一項に規定する厚生労働省令で定めるワクチンは、コロナウイルス修飾ウリジンＲＮＡワクチン（ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２）、コロナウイルス（ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２）ワクチン（遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター）及び組換えコロナウイルス（ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２）ワクチンとする。
第十八条の二　（略）	**第十八条の二**　（略）
２　（略）	２　（略）
３　予防接種証明書の交付は、第一項の予防接種を行った者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と当該予防接種証明書を求める者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用してすることができる。この場合において、当該予防接種証明書には、前項の規定にかかわらず、日本語又は英語により次に掲げる事項を記載するものとする。	３　予防接種証明書の交付は、第一項の予防接種を行った者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と当該予防接種証明書を求める者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用してすることができる。この場合において、当該予防接種証明書には、前項の規定にかかわらず、日本語又は英語により次に掲げる事項を記載するものとする。
一　（略）	一　（略）
二　接種回数	（新設）
三～六　（略）	二～五　（略）

（予防接種実施規則の一部改正）

第二条　予防接種実施規則（昭和三十三年厚生省令第二十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則	**附　則**
（新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する特例）	（新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する特例）
第六条　法附則第七条第二項の規定により法（第二十六条及び第二十七条を除く。）の規定を適用する場合における法第七条に規定する厚生労働省令で定める者は、第六条の規定にかかわらず、次のとおりとする。	**第六条**　法附則第七条第二項の規定により法（第二十六条及び第二十七条を除く。）の規定を適用する場合における法第七条に規定する厚生労働省令で定める者は、第六条の規定にかかわらず、次のとおりとする。
一～四　（略）	一～四　（略）
（削る）	五　コロナウイルス（ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２）ワクチン（遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター）を使用する場合にあっては、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受けた後に血栓症（血栓塞栓症を含む。）（血小板減少症を伴うものに限る。）を発症したことがある者及び毛細血管漏出症候群の既往歴のあることが明らかな者
五　（略）	六　（略）